

福井県永平寺町における土地利用調整計画の概要

計画のポイント

本土地利用調整計画は、地域未来投資促進法及び福井県嶺北地域基本計画に基づき定められた重点促進区域にて、地域経済牽引事業者が地域経済牽引事業を行うにあたり、主に土地の農業上の利用に関し必要な調整を行い、平成30年3月5日に福井県の同意を受けた。

重点促進区域17

本区域は、永平寺町の中央北部、九頭竜川の右岸に位置しており、北側の浄法寺山から扇状地として広がっている地形であり、主な道路として九頭竜川に平行して通る主要地方道路勝山・丸岡線が通っている。

本区域では、地域経済牽引事業者が、永平寺町において付加価値の高い伝統産業である酒造業のノウハウを活かし、九頭竜川などの恵まれた自然環境を活用した醗酵産業を集積させ、地域産業と雇用創造による地域活性化、さらに地域の特産物、醗酵文化の魅力を体験できる新たな観光誘客拠点の形成を目指す。

なお、本区域には、全域的に農用地区域を含むため、土地利用調整が必要。

土地利用調整における検討事項

【本計画において地域経済牽引事業を行おうとする者に関する事項】

地域経済牽引事業の内容(福井県嶺北地域基本計画での承認要件の確認を含む)、地域経済牽引事業の用に供する施設の規模(予定建築物の施設名、用途、利用概要、施設面積、敷地面積、開発区域の面積)について確認

【土地利用調整区域の土地利用の調整に関する事項】

1. 重点促進区域内の既存の工場適地や業務用地等の活用可能性

当重点促進区域内に存在しないことを確認

2. 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

① 農用地区域外での開発を優先すること

- ・非代替性の確認
- ・永平寺町都市計画マスタープラン及び第二次永平寺町総合振興計画との整合性が取れていることを確認
- ・国営九頭竜川下流農業水利事業の受益地ではないことを確認

② 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

- ・農業経営を営む者に対する農用地の利用集積への影響がないことを確認
- ・他農地への土砂流出等の恐れがないことを確認
- ・農業用水路について支障がないことを確認
- ・県営中山間地域総合整備事業(H29～)の受益地から除外されていることを確認
- ・土地利用調整区域にかかる農業生産基盤整備事業の実施状況を確認 等

③ 面積規模が最小限であること

- ・地域経済牽引事業者が、景観や環境に十分配慮し検討されていること、それぞれのエリアで立地ニーズを確認した結果、必要最小限と認められることを確認

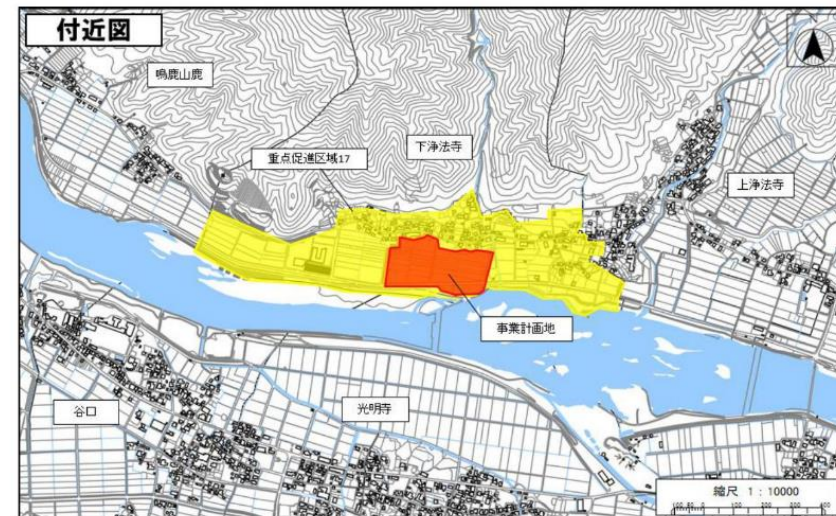
④ 面的整備(区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓)を実施した地域を含めないこと

- ・当土地利用調整区域内には、工事完了後8年未経過の圃場整備事業等の面的整備は含まれていないことを確認

⑤ 農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

- ・当土地利用調整区域において、農地中間管理機構関連事業の実施予定がないことを確認

《重点促進区域17》



《地域経済牽引事業コンセプト》

